

平成28年6月8日
警 察 庁

児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議（第二回）
議事概要

日 時：平成28年6月8日（水）午後3時から午後3時40分までの間

場 所：中央合同庁舎4号館4階 第2特別会議室

出席者：

議長 国家公安委員会委員長 河野太郎
内閣官房内閣審議官 林崎理
内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 武川光夫
内閣府男女共同参画局長 武川恵子
警察庁生活安全局長 種谷良二
総務省総合通信基盤局長 福岡徹
法務省刑事局長 林眞琴
法務省人権擁護局長 岡村和美
外務省総合外交政策局審議官 水嶋光一
文部科学省生涯学習政策局長 有松育子
厚生労働省大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当） 吉本明子
経済産業省商務情報政策局審議官 竹内芳明

概要：

○ 国家公安委員会委員長挨拶

- ・ 本日の議題である「第三次児童ポルノ排除総合対策（案）」については、現下の深刻な児童ポルノに係る情勢を踏まえ、フィルタリングの普及や情報リテラシーの向上等によるインターネット関連事犯の被害防止対策の推進、児童ポルノ画像等の削除やISP等によるブロッキングの導入促進等によるインターネット上の流通・閲覧防止対策の推進、悪質な事犯の取締りの強化と被害児童の保護対策の推進の3点を特に留意すべき課題として、平成25年5月に策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」の内容を見直し、政府の新たな行動計画として策定するものである。
- ・ 児童ポルノ事犯の送致件数、送致人員数及び被害児童数は増加傾向にあり、平成27年はいずれも統計を取り始めて以降最多の状況にある。

- ・ 事件の内容を見ても、抵抗するすべを持たない低年齢児童を被害者とするなどの悪質な事件が後を絶たないところであり、被害者となった低年齢児童の約半数が、強姦や強制わいせつの手段によりその児童ポルノを製造されている状況にある。
- ・ このように児童ポルノに係る情勢が深刻さを増している中で、児童ポルノを社会から撲滅することは、政府として正に喫緊の課題であり、次世代を担う子供たちが安心して過ごせる社会となるよう、関係府省庁が一体となって力を尽くさなければならない。

○ 「第三次児童ポルノ排除総合対策（案）」について

- ・ 児童ポルノ排除対策については、平成22年7月に第一次、平成25年5月に第二次の総合対策が策定され、これまで官民が一丸となって取組を進めてきた。
- ・ その間、児童ポルノ排除対策推進協議会やシンポジウムの開催等を通じた国民運動が推進され、また、民間による自主的な取組としての、インターネット上の児童ポルノ画像のいわゆるブロッキングが開始されたほか、平成26年6月の児童ポルノ禁止法の改正により、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等について罰則適用が開始されるなど、児童ポルノ排除対策は大きく進展してきた。
- ・ しかし、児童ポルノ事犯の送致件数や送致人員、被害児童数は増加傾向にあり、平成27年はいずれも統計を取り始めて以降最多となっている。
- ・ 事件の内容を見ても、インターネット関連事犯が大部分を占めており、中でも、児童にいわゆる「自画撮り」をさせた上でメールで送らせる態様のものが、被害全体の約4割を占めている。
- ・ 抵抗するすべを持たない小学生以下の低年齢児童を被害者とする事犯の約半数が強姦や強制わいせつといった悪質な手段によってなされるなど、極めて憂慮すべき事態となっている。
- ・ この度の総合対策では、特に「留意すべき課題」を3点掲げている。1点目は、インターネット関連事犯が大部分を占めている現状を受け、その被害の防止が児童ポルノに係る被害全体を減少させる上で鍵となることから、インターネット上の違法・有害情報の閲覧や犯罪被害等の防止に有効なフィルタリングの普及と、児童自身や保護者を含め、インターネットの危険性や適切な利用を教育、周知するなどの情報リテラシーの向上等を推進し、インターネット関連事犯の被害を防止していくことを課題として挙げている。2点目は、インターネット関連事犯が大部分を占める中、一旦インターネット上に児童ポルノが流出すれば被害は拡大

し、長きにわたり被害者を傷付け続けること等から、児童ポルノ画像等の削除や I S P 等によるブロッキングといった、インターネット上の流通・閲覧防止対策を推進していくことを挙げている。3点目は、低年齢児童を被害者とするなどの悪質な事案についての取締りを強化し、また、被害児童についての保護対策を徹底していくことが、一層求められているとして、これを課題として挙げている。

- ・ 新たな総合対策（案）においては、これらの課題に対応して、新たに対策を追加している。

「インターネット関連事犯の被害防止対策の推進」については、より取組の実を上げるべく、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の進学・進級の時期に特に重点を置き、関係省庁や地方自治体・関係事業者等が連携して、集中的に青少年と保護者に対する広報啓発活動を行う「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を平成26年春から実施しており、この度、この取組を新たに盛り込んでいる。

「インターネット上の流通・閲覧防止対策の推進」については、現行の総合対策においても、ブロッキングの趣旨や重要性等に係る広報・啓発について規定していたが、新たな総合対策においては、ブロッキングだけでなく、I S P 等による児童ポルノの削除措置を含む流通・閲覧防止措置全般について広く国民の理解の向上を図り、様々な機会を捉えて児童ポルノに係る違法情報の関係機関への通報等についても国民の理解を深めることで、国民が児童ポルノの排除に能動的に取り組めるよう、広報啓発活動を深化させることとしている。

「悪質な事犯の取締りと被害児童の保護対策の推進」については、現行の総合対策策定後に開始された

- サイバー補導の推進
- いわゆる「協同面接」の実施

のほか、一昨年の児童ポルノ禁止法改正を踏まえ、

- 自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪の適切な適用
- 児童保護施策の実施状況等に係る定期的な検証及び評価の実施

を新たに盛り込んでいる。

○ 関係府省庁発言

・ 内閣府政策統括官

内閣府は、青少年の健全育成を担当している立場から、毎年7月に「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を展開しており、重点課題として、インターネットの利用に係る非行及び犯罪防止対策を推進していく。また、児童ポルノに関し、

その多くはインターネットを通じての被害であり、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律を総務省及び経済産業省と共に所管しているので、保護者に対してフィルタリングの知識をしっかりと普及啓発するとともに、通信事業者等に対してもフィルタリングの設定について働き掛けていきたい。

- **総務省総合通信基盤局長**

児童ポルノ画像の削除や閲覧防止については、警察庁からの情報提供も受けながら、ISPによる児童ポルノ画像の自主的な削除等が行われるよう支援を進めていく。青少年のインターネットリテラシー向上のため、関係府省庁と協力しながら啓発活動も更に充実させていく。また、保護者の意識向上や携帯電話の販売店でのフィルタリングの説明も徹底したい。

- **警察庁生活安全局長**

スマートフォンに対するフィルタリングを有効なものとするには、アプリやWi-Fi回線にもそれぞれ対応してフィルタリングをしなければならないため、警察庁においても総務省と連携しながら、フィルタリング率向上のための働き掛けを行っていきたい。

- **経済産業省商務情報政策局審議官**

経済産業省としても、フィルタリングの普及と情報リテラシー向上の観点で各府省庁と連携していきたい。フィルタリングについては、機器の側でフィルタリングに対応できていない製品も多く存在したことから、毎年5月と11月の2回調査を行ってきた。昨年11月の調査では、調査の対象としたパソコン196機種とデジタルテレビ158機種の全てがフィルタリングをすることができる機能を搭載していた。その機能をしっかりと保護者や児童が使えるようにしていく必要があるので、インターネット安全教室を開催するなどしている。昨年度は78回実施しており、今後も、新学期一斉行動の中で、家電量販店を通じた普及啓発を行うなど、取組を一層強化し、関係事業者や関係府省庁と協力して、効果的な対策を進めたい。

- **法務省刑事局長**

検察においては、児童に対する性的搾取事犯に対して、厳正な科刑の実現に努めている。また、協同面接に関して、既に全国の検察庁に連絡窓口を設置するとともに、早期の段階で、警察及び児童相談所と緊密な連携を図るための体制を確認することとしている。さらに、この種事案については、個々の事件を担当する検察官の意識の向上が非常に重要であるため、法務省から検察官に対して児童ポルノに係る関係法令に関する講義等を実施しており、最高検察庁からは全国の地方検察庁に対して児童の性的搾取等を含む事犯への対応に関して、会議を通じて

意識向上を図っている。

- ・ **法務省人権擁護局長**

人権擁護局では、全国の法務局・地方法務局に、児童に関する人権問題専用のフリーダイヤルの電話相談窓口「子どもの人権110番」を設置している。そして、全国の小中学生に対して、「子どもの人権SOSミニレター」を配布するなどの取組を行っている。こうした人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、警察や児童相談所等の関係機関と連携して被害児童の保護を図るなど、事案に応じた適切な措置を迅速に講ずるよう努力している。被害児童の早期発見のためには、児童が相談しやすい体制を作るとともに、窓口を広く周知広報することが重要なので、取組には引き続き力を入れていく。また、昨年度、インターネットを悪用した人権侵害をなくすための取組として、リベンジポルノ被害や児童ポルノ被害に関する問題を盛り込んだ啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」を140万部作成し、全国の高校1年生全員に配布した。これによりインターネットの適切な利用や被害に遭った際の相談窓口、援助の要請方法等を周知している。

- ・ **内閣府男女共同参画局長**

児童の性的搾取に係る施策については、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解や国会においても指摘を受けている。男女共同参画局においても、男女共同参画会議の下に置かれている女性に対する暴力に関する専門調査会において検討したいと考えており、近々JKビジネスの実態把握のためのヒアリングを予定している。あわせて、アダルトビデオに関する出演強制の問題についてもヒアリングを予定しており、これらの対策については児童の性的搾取に係る対策と重なる部分があるので、連携して検討していきたい。

- ・ **外務省総合外交政策局審議官**

国際社会との関係では、昨年10月に児童売買、児童買春及び児童ポルノ国連特別報告者が来日し、その報告書が今年3月に出され、その中で政府の取組等について指摘がなされた。このように、我が国の取組について国際社会の関心が存在する中で、第三次児童ポルノ排除総合対策を策定することは、国際社会への発信として時宜に適ったものである。この対策が正式に決定されれば、国際社会に向け発信していきたい。

- ・ **文部科学省生涯学習政策局長**

児童ポルノ対策に関しては、文部科学省には二つの柱がある。一つは被害の防止で、情報モラル教育あるいはインターネットリテラシーの一層の充実や、家庭

におけるルール作りの重要性に関する啓発強化のための取組を行っている。具体的には、学校において学習指導要領に基づく情報モラル学習を推進しており、各都道府県の指導主事等の会議においても、学習指導要領の趣旨を周知徹底するための資料を配布するなどしている。また、携帯電話等によるトラブルや犯罪被害の事例等を盛り込んだ児童生徒向けの啓発指導リーフレットを全国の小中高等学校などへ配布している。総務省や関係団体と連携して、インターネットを安全安心に利用するための専門家による啓発も行っており、27年度は2,114件実施している。さらに、PTA等と連携して、子供のインターネット利用についての理解や知識を深めるための講座を実施した。もう一つは、担当職員の能力の向上である。児童生徒の臨床心理に関する専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや、教育分野と社会福祉の知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを配置しているが、これを更に充実すべく計画を進めている。また、メンタルヘルスの基礎知識について、教職員用に解説した資料を全国の小中高等学校及び特別支援学校などに配布している。引き続き、関係省庁及び関係団体と連携しながら、一層の情報共有、保護者等への啓発、被害児童への支援に努めたい。

・ **厚生労働省大臣官房審議官**

厚生労働省では、主に被害に遭った児童に対する保護施策を担当しており、二点申し上げる。一点は協同面接についてである。警察、検察と厚生労働省で通知を出している。もう一点は、先の国会で成立した児童福祉法の改正法の中で、児童相談所の体制強化について規定され、被害児童に対するきめ細かな心理的なケアができるよう児童心理司、児童福祉司等を配置することとされたので、今後、「児童相談所強化プラン」に基づき、数年かけて計画的に対応していきたい。厚生労働省としては、関係府省との連携を図りながら、児童ポルノ排除総合対策に迅速・的確に対応していきたいと考えているので、今後とも協力をお願いする。

・ **警察庁生活安全局長**

警察庁からも、二点申し上げたい。児童ポルノ事犯の取締件数は、右肩上がりが増加しているが、先日これを国家公安委員会に報告したところ、検挙されているのは氷山の一角であり、被害児童やその保護者が気軽に相談できない実態もあるのではないかとといった指摘を受けた。各府省庁や地方公共団体にも窓口が設置されており、民間団体等で同様の取組をしているところもあるが、積極的な窓口の周知についても、今後作成する児童の性的搾取等対策に係る基本計画に盛り込んでいきたい。もう一点は、先の国会において成立した刑事司法改革関連法につ

いてであり、児童ポルノについても、不特定又は多数の者に対する提供とその提供目的での製造等も通信傍受の対象犯罪とされた。これは法制審議会において警察からも要望していた。多数の児童ポルノ愛好者が連携を取りながら児童ポルノを作り、それを共有して頒布するような組織性のある事案において、有効に活用できるのではないかと考えている。同法に係る附帯決議の趣旨も踏まえながら、適正かつ効果的に運用して、児童ポルノ事犯の取締りを今後とも推進していきたい。

○ 国家公安委員会委員長挨拶

- ・ 児童ポルノを含む児童の性的搾取等に係る対策は、骨太の方針にも新たに盛り込まれた。今後、基本計画の策定に当たり、各府省庁は、これまで児童の性的搾取に係る対策としては意識してこなかった取組についても広く検討の俎上^そに載せていただきたい。児童、保護者、加害者、性的搾取に用いられるツールや場所等のそれぞれに着目した、総合対策の名に恥じない多角的なものにしていきたいので、積極的な御対応をお願いしたい。